

○ （外来機能報告等に関するガイドライン）新旧対照表

（下線は改正部分）

（脚注は改正後）

改 正 後	改 正 前
外来機能報告等に関するガイドライン 令和 4 年 3 月 16 日 令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年 9 月 29 日 <u>最終改正 令和 8 年 9 月 30 日</u> 目次 （略） 1. はじめに （略） ○ 具体的には、①対象医療機関（P. 3 参照）が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する、②当該報告を踏まえて、協議の場（医療法第 30 条の 18 の <u>5</u> に規定する協議の場をいう。以下同じ。）において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う、③当該協議を踏まえて、医療資源を重点的に活用する外来（以下「紹介受診重点外来」という。）を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとした。 （略）	外来機能報告等に関するガイドライン 令和 4 年 3 月 16 日 令和 5 年 3 月 31 日 令和 5 年 9 月 29 日 目次 （略） 1. はじめに （略） ○ 具体的には、①対象医療機関（P. 3 参照）が都道府県に対して、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する、②当該報告を踏まえて、協議の場（医療法第 30 条の 18 の <u>4</u> に規定する協議の場をいう。以下同じ。）において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う、③当該協議を踏まえて、医療資源を重点的に活用する外来（以下「紹介受診重点外来」という。）を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとした。 （略）

改正後	改正前
○ 本ガイドラインは、協議の場において外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるために策定するものであり、都道府県においては、本ガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じて協議の場を運営すること。その際、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン～第8次（後期）～」(令和8年5月28日医政地発0528第1号)も踏まえること。また、外来機能報告等に関しては、令和3年12月17日に外来機能報告等に関するワーキンググループが取りまとめた「外来機能報告等に関する報告書」も参照されたい。 2. 外来機能報告 2-1 対象医療機関 ○ 外来機能報告の実施主体は、<u>医療機関機能等報告対象病院等（病院であって感染症病床及び結核病床以外の病床を有するもの又は診療所であって療養病床若しくは一般病床を有するものをいう。以下同じ。）</u>であって外来医療を提供するものの管理者である。 (略) 2-2 報告項目 (略) ○ また、外来機能報告を行う無床診療所については、<u>医療機関機能等報告対象病院等</u>ではないこと等も考慮して、有床診療所任意報告項目に加えて、救急医療の実施状況、外来における人材の配置状況（専門看護師、認定看護師及び特定行為研修修了看護師に係るものを除く。）及び高額等の医療機器・設備の保有状況についても任意項目とする。	○ 本ガイドラインは、協議の場において外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるために策定するものであり、都道府県においては、本ガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じて協議の場を運営すること。その際、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」(平成31年3月29日医政地発0329第3号、医政医発0329第6号)も踏まえること。また、外来機能報告等に関しては、令和3年12月17日に外来機能報告等に関するワーキンググループが取りまとめた「外来機能報告等に関する報告書」も参照されたい。 2. 外来機能報告 2-1 対象医療機関 ○ 外来機能報告の実施主体は、<u>病床機能報告対象病院等（病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものをいう。）</u>であって外来医療を提供するものの管理者である。 (略) 2-2 報告項目 (略) ○ また、外来機能報告を行う無床診療所については、<u>病床機能報告の対象</u>ではないこと等も考慮して、有床診療所任意報告項目に加えて、救急医療の実施状況、外来における人材の配置状況（専門看護師、認定看護師及び特定行為研修修了看護師に係るものを除く。）及び高額等の医療機器・設備の保有状況についても任意項目とする。

改正後	改正前
2－3 報告項目の考え方 (1) 紹介受診重点外来の実施状況 ○ 紹介受診重点外来の機能に着目し、紹介患者への外来を基本とする医療機関である紹介受診重点医療機関を明確化することとする。具体的には、以下の①～③のいずれかの外来について、紹介受診重点外来とする。 ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 ・ 次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後 30 日間の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）。 ➤ Kコード（手術）を算定 ➤ Jコード（処置）のうちD P C入院で出来高算定できるもの（※1）を算定 ※1： 6000 cm²以上の熱傷処置、<u>人工腎臓</u>（慢性維持透析）、<u>体幹ギプス包帯</u>等、1000 点以上 ➤ Lコード（麻酔）を算定 ➤ D P C 算定病床の入院料区分 ➤ 短期滞在手術等基本料 3 を算定 ②・③ （略） (2) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項 ○ 協議の場においては、紹介受診重点医療機関の取りまとめに加えて、紹介元・逆紹介先となる地域の「かかりつけ	2－3 報告項目の考え方 (1) 紹介受診重点外来の実施状況 ○ 紹介受診重点外来の機能に着目し、紹介患者への外来を基本とする医療機関である紹介受診重点医療機関を明確化することとする。具体的には、以下の①～③のいずれかの外来について、紹介受診重点外来とする。 ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 ・ 次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後 30 日間の外来の受診を、「紹介受診重点外来」を受診したものとする（例：がんの手術のために入院する患者が術前の説明・検査や術後のフォローアップを外来で受けた等）。 ➤ Kコード（手術）を算定 ➤ Jコード（処置）のうちD P C入院で出来高算定できるもの（※1）を算定 ※1： 6000 cm²以上の熱傷処置、慢性維持透析、<u>体幹ギプス固定</u>等、1000 点以上 ➤ Lコード（麻酔）を算定 ➤ D P C 算定病床の入院料区分 ➤ 短期滞在手術等基本料 3 を算定 ②・③ （略） (2) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項 ○ 協議の場においては、紹介受診重点医療機関の取りまとめに加えて、紹介元・逆紹介先となる地域の「かかりつけ

改 正 後	改 正 前
医機能¹を担う医療機関」など、地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項について報告を受け、データに基づく議論を行う必要がある。 (略) 3. 協議の場 3－1 議題 (略) 3－2 協議の場の参加者 (略) 3－3 協議の進め方 (略) ○ 協議は、以下のとおり進めること。 (1) 紹介受診重点医療機関の協議については、外来機能報告により把握した、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向の有無、紹介受診重点外来に関する基準の適合状況、外来医療の実施状況、紹介・逆紹介の状況等を踏まえて議論する。紹介受診重点医療機関の取りまとめにおいては、当該医療機関の意向を第一に考慮すること。その上で、協議に当	医機能¹を担う医療機関」など、地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項について報告を受け、データに基づく議論を行う必要がある。 (略) 3. 協議の場 3－1 議題 (略) 3－2 協議の場の参加者 (略) 3－3 協議の進め方 (略) ○ 協議は、以下のとおり進めること。 (1) 紹介受診重点医療機関の協議については、外来機能報告により把握した、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向の有無、紹介受診重点外来に関する基準の適合状況、外来医療の実施状況、紹介・逆紹介の状況等を踏まえて議論する。紹介受診重点医療機関の取りまとめにおいては、当該医療機関の意向を第一に考慮すること。その上で、協議に当

¹ 「かかりつけ医機能」については、令和5年5月9日に成立した、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、令和7年4月1日から、かかりつけ医機能が発揮されるための制度整備としてかかりつけ医機能報告制度が施行され、令和8年1月より報告が開始となっている。当該制度の施行後の状況も踏まえ、本ガイドラインにおける取扱いについて必要な見直しを行う予定。

改 正 後	改 正 前
たつては、当該地域の医療提供体制のあり方として望ましい方向性について、関係者間で十分に協議しつつ、取りまとめに向けた摺り合わせを行うこと。 ・ 紹介受診重点外来に関する基準の具体的な水準は、 ➤ 初診基準（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来（※）」の件数の占める割合）：40%以上かつ ➤ 再診基準（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来（※）」の件数の占める割合）：25%以上とする。 （※）紹介受診重点外来は、P. 3 ～ 4 の①～③のいずれかに該当する外来。 ・ また、参考にする紹介率及び逆紹介率の定義については、地域医療支援病院の要件として「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年健政発 639 号厚生省健康政策局長通知）第二の 3 (1) に定める定義を用いることとし、具体的な水準は、紹介率 50%以上かつ逆紹介率 40%以上とする。 （注） 紹介率は、「紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出し、逆紹介率は、「逆紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出する。 （２）・（３） （略） （略）	たつては、当該地域の医療提供体制のあり方として望ましい方向性について、関係者間で十分に協議しつつ、取りまとめに向けた摺り合わせを行うこと。 ・ 紹介受診重点外来に関する基準の具体的な水準は、 ➤ 初診基準（初診の外来件数のうち「紹介受診重点外来（※）」の件数の占める割合）：40%以上かつ ➤ 再診基準（再診の外来件数のうち「紹介受診重点外来（※）」の件数の占める割合）：25%以上とする。 （※）紹介受診重点外来は、P. 3 の①～③のいずれかに該当する外来。 ・ また、参考にする紹介率及び逆紹介率の定義については、地域医療支援病院の要件として「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年健政発 639 号厚生省健康政策局長通知）第二の 3 (1) に定める定義を用いることとし、具体的な水準は、紹介率 50%以上かつ逆紹介率 40%以上とする。 （注） 紹介率は、「紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出し、逆紹介率は、「逆紹介患者の数」を「初診患者の数」で除して算出する。 （２）・（３） （略） （略）

改 正 後	改 正 前																				
3－4 結果の公表 (略) 4. スケジュール及び具体的な流れ ○ 外来機能報告は、<u>医療機関機能等報告</u>と一体的に報告を行う。具体的な年間スケジュールは以下のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>4月～</td><td>・ 対象医療機関の抽出</td></tr> <tr> <td>9月頃</td><td>・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設</td></tr> <tr> <td>10～11月頃</td><td>・ 対象医療機関からの報告</td></tr> <tr> <td>12月頃</td><td>・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供</td></tr> <tr> <td>1～3月頃</td><td>・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）</td></tr> </table> 5. 国民への理解の浸透 (略)	4月～	・ 対象医療機関の抽出	9月頃	・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設	10～11月頃	・ 対象医療機関からの報告	12月頃	・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供	1～3月頃	・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）	3－4 結果の公表 (略) 4. スケジュール及び具体的な流れ ○ 外来機能報告は、<u>病床機能報告</u>と一体的に報告を行う。具体的な年間スケジュールは以下のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>4月～</td><td>・ 対象医療機関の抽出</td></tr> <tr> <td>9月頃</td><td>・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設</td></tr> <tr> <td>10～11月頃</td><td>・ 対象医療機関からの報告</td></tr> <tr> <td>12月頃</td><td>・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供</td></tr> <tr> <td>1～3月頃</td><td>・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）</td></tr> </table> 5. 国民への理解の浸透 (略)	4月～	・ 対象医療機関の抽出	9月頃	・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設	10～11月頃	・ 対象医療機関からの報告	12月頃	・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供	1～3月頃	・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）
4月～	・ 対象医療機関の抽出																				
9月頃	・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設																				
10～11月頃	・ 対象医療機関からの報告																				
12月頃	・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供																				
1～3月頃	・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）																				
4月～	・ 対象医療機関の抽出																				
9月頃	・ 対象医療機関に外来機能報告の依頼 ・ 報告用ウェブサイトの開設																				
10～11月頃	・ 対象医療機関からの報告																				
12月頃	・ データ不備のないものについて、集計とりまとめ ・ 都道府県に集計とりまとめを提供																				
1～3月頃	・ 協議の場における協議 ・ 都道府県に集計結果の提供 ・ 都道府県による紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）																				
別紙1	別紙1																				

外来機能報告 報告項目

一 紹介受診重点外来の実施状況

イ 紹介受診重点外来の実施状況の概況

(1) 初診の外来の実施状況

(i) 初診の外来の患者延べ数

(ii) 初診（情報通信機器を用いた場合に限る。）の外来の患者延べ数

(iii) 紹介受診重点外来の患者延べ数

① 医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療の患者延べ数

② 紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数

③ その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数

(iv) 初診の外来の患者延べ数に対する紹介受診重点外来の患者延べ数の割合

(2) 再診の外来の実施状況

(i) 再診の外来の患者延べ数

(ii) 再診（情報通信機器を用いた場合に限る。）の外来の患者延べ数

(iii) 紹介受診重点外来の患者延べ数

(1) 紹介受診重点外来の実施状況

① 紹介受診重点外来の実施状況の概況〔NDBで把握できる項目〕

- ・ 紹介受診重点外来の類型ごとの実施状況を報告

<報告イメージ>

	日数	初診(再診)の外来延べ患者数に対する割合
初診の外来の患者延べ数	日	—
紹介受診重点外来の患者延べ数	日	%
医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来の患者延べ数	日	—
高額等の医療機器・設備を必要とする外来の患者延べ数	日	—
特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数	日	—
再診の外来の患者延べ数	日	—
紹介受診重点外来の患者延べ数	日	%
医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来の患者延べ数	日	—
高額等の医療機器・設備を必要とする外来の患者延べ数	日	—
特定の領域に特化した機能を有する外来の患者延べ数	日	—

※「患者延べ数」とは、患者ごとの受診日数を合計したものとす。

② 紹介受診重点外来の実施状況の詳細〔NDBで把握できる項目〕

- ・ 紹介受診重点外来のうち、主な項目の実施状況を報告

<報告イメージ>

初診の紹介受診重点外来		再診の紹介受診重点外来	
外来化学療法加算を算定した件数	件	外来化学療法加算を算定した件数	件
外来放射線治療加算を算定した件数	件	外来放射線治療加算を算定した件数	件
CT撮影を算定した件数	件	CT撮影を算定した件数	件
MRI撮影を算定した件数	件	MRI撮影を算定した件数	件
PET検査を算定した件数	件	PET検査を算定した件数	件
SPECT検査を算定した件数	件	SPECT検査を算定した件数	件
高気圧酸素治療を算定した件数	件	高気圧酸素治療を算定した件数	件
画像等手術支援加算を算定した件数	件	画像等手術支援加算を算定した件数	件
悪性腫瘍手術を算定した件数	件	悪性腫瘍手術を算定した件数	件

(2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無〔NDBで把握できない項目〕

(3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項

① その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況〔NDBで把握できる項目〕

- ・ 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な外来・在宅医療・地域連携の実施状況を報告

<報告イメージ>

生活習慣病管理料を算定した件数	件	往診料を算定した件数	件
特定疾患療養管理料を算定した件数	件	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)を算定した件数	件
糖尿病合併症管理料を算定した件数	件	在宅時医学総合管理料を算定した件数	件
糖尿病透析予防指導管理料を算定した件数	件	診療情報提供料(Ⅰ)を算定した件数	件
機能強化加算を算定した件数	件	連携強化診療情報提供料を算定した件数	件
小児かかりつけ診療料を算定した件数	件	地域連携診療計画加算を算定した件数	件
地域包括診療料を算定した件数	件	がん治療連携計画策定料を算定した件数	件
地域包括診療加算を算定した件数	件	がん治療連携指導料を算定した件数	件
オンライン診療料を算定した件数	件	がん患者指導管理料を算定した件数	件
		外来緩和ケア管理料を算定した件数	件

② 救急医療の実施状況〔病床機能報告で把握できる項目〕(病床機能報告で報告する場合、省略可)

- ・ 休日に受診した患者延べ数、夜間・時間外に受診した患者延べ数、救急車の受入件数を報告

<報告イメージ> (病床機能報告と同様)

	人数・件数
休日に受診した患者延べ数	人
上記のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数	人
夜間・時間外に受診した患者延べ数	人
上記のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数	人
救急車の受入件数	件

改正後	改正前																																																
① <u>医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療の患者延べ数</u> ② <u>紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数</u> ③ <u>その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数</u> (iv) <u>再診の外来の患者延べ数に対する紹介受診重点外来の患者延べ数の割合</u>	③ <u>紹介・逆紹介の状況(紹介率・逆紹介率)</u>〔NDBで把握できない項目〕 ・ 紹介率・逆紹介率を報告（初診患者数、紹介患者数、逆紹介患者数） ④ <u>外来における人材の配置状況</u>〔専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師を除き、病床機能報告で把握できる項目〕(病床機能報告で報告する場合、重複項目は省略可) ・ 医師について、施設全体の職員数を報告 ・ 看護師、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師、准看護師、看護補助者、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、臨床工学技士、管理栄養士について、外来部門の職員数を報告 ※ 勤務時間の概ね8割以上を外来部門で勤務する職員を計上。複数の部門で業務を行い、各部門での勤務が通常の勤務時間の8割未満となる場合は、外来部門の職員として計上(病床機能報告と同様の計上方法) ＜報告イメージ＞(専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師を除き、病床機能報告と同様) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>常勤(実人数)</th> <th>非常勤(常勤換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>＜施設全体＞</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>＜外来部門＞</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>看護補助者</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>常勤(実人数)</th> <th>非常勤(常勤換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助産師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> ⑤ <u>高額等の医療機器・設備の保有状況</u>〔病床機能報告で把握できる項目〕(病床機能報告で報告する場合、省略可) ・ マルチスライスCT(64列以上、16列～64列、16列未満)、その他のCT、MRI(3テスラ以上、1.5～3テスラ未満、1.5テスラ未満)、血管連続撮影装置(DSA法を行う装置)、SPECT、PET、PETCT、PETMRI、ガンマナイフ、サイバーナイフ、強度変調放射線治療器、遠隔操作式密封小線源治療装置、内視鏡手術用支援機器の台数を報告		常勤(実人数)	非常勤(常勤換算)	＜施設全体＞			医師	人	人	＜外来部門＞			看護師	人	人	専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師	人	人	准看護師	人	人	看護補助者	人	人		常勤(実人数)	非常勤(常勤換算)	助産師	人	人	理学療法士	人	人	作業療法士	人	人	言語聴覚士	人	人	薬剤師	人	人	臨床工学技士	人	人	管理栄養士	人	人
	常勤(実人数)	非常勤(常勤換算)																																															
＜施設全体＞																																																	
医師	人	人																																															
＜外来部門＞																																																	
看護師	人	人																																															
専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師	人	人																																															
准看護師	人	人																																															
看護補助者	人	人																																															
	常勤(実人数)	非常勤(常勤換算)																																															
助産師	人	人																																															
理学療法士	人	人																																															
作業療法士	人	人																																															
言語聴覚士	人	人																																															
薬剤師	人	人																																															
臨床工学技士	人	人																																															
管理栄養士	人	人																																															
ロ <u>紹介受診重点外来の実施状況の詳細</u> (1) <u>初診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況</u> (i) <u>外来化学療法加算を算定した件数</u> (ii) <u>外来腫瘍化学療法診療料を算定した件数</u> (iii) <u>外来放射線治療加算を算定した件数</u> (iv) <u>CT撮影を算定した件数</u> (v) <u>MRI撮影を算定した件数</u> (vi) <u>PET装置を用いて行う検査を算定した件数</u> (vii) <u>SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数</u> (viii) <u>マンモグラフィ撮影を算定した件数</u> (ix) <u>高気圧酸素治療を算定した件数</u> (x) <u>画像等手術支援加算を算定した件数</u> (xi) <u>悪性腫瘍手術に関連する項目を算定した件数</u>																																																	

改正後	改正前
<u>(2) 再診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況</u> <u>(i) 外来化学療法加算を算定した件数</u> <u>(ii) 外来腫瘍化学療法診療料を算定した件数</u> <u>(iii) 外来放射線治療加算を算定した件数</u> <u>(iv) CT撮影を算定した件数</u> <u>(v) MRI撮影を算定した件数</u> <u>(vi) PET装置を用いて行う検査を算定した件数</u> <u>(vii) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数</u> <u>(viii) マンモグラフィ撮影を算定した件数</u> <u>(ix) 高気圧酸素治療を算定した件数</u> <u>(x) 画像等手術支援加算を算定した件数</u> <u>(xi) 悪性腫瘍手術に関連する項目を算定した件数</u> <u>二 紹介受診重点病院又は紹介受診重点診療所（法第三十条の十八の二第一項第二号に規定する病院又は診療所をいう。）となる意向の有無</u> <u>三 地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項</u> <u>イ 紹介受診重点外来以外の外来医療及び在宅医療等の実施</u>	

改正後	改正前
<u>状況</u> (1) <u>生活習慣病管理料を算定した件数</u> (2) <u>特定疾患療養管理料を算定した件数</u> (3) <u>糖尿病合併症管理料を算定した件数</u> (4) <u>糖尿病透析予防指導管理料を算定した件数</u> (5) <u>機能強化加算を算定した件数</u> (6) <u>小児かかりつけ診療料を算定した件数</u> (7) <u>地域包括診療料を算定した件数</u> (8) <u>地域包括診療加算を算定した件数</u> (9) <u>往診料を算定した件数</u> (10) <u>在宅患者訪問診療料（Ⅰ）を算定した件数</u> (11) <u>在宅時医学総合管理料を算定した件数</u> (12) <u>施設入居時等医学総合管理料を算定した件数</u> (13) <u>診療情報提供料（Ⅰ）を算定した件数</u> (14) <u>連携強化診療情報提供料を算定した件数</u> (15) <u>地域連携診療計画加算を算定した件数</u> (16) <u>がん治療連携計画策定料を算定した件数</u> (17) <u>がん治療連携指導料を算定した件数</u> (18) <u>がん患者指導管理料を算定した件数</u> (19) <u>外来緩和ケア管理料を算定した件数</u> <u>ロ 救急医療の実施状況</u> (1) <u>休日に受診した患者延べ数</u>	

改正後	改正前
(2) 休日に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数 (3) 夜間・時間外に受診した患者延べ数 (4) 夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数 (5) 救急車の受入件数 ハ 紹介率及び逆紹介率 ニ 外来医療等における医療従事者の配置状況 医師並びに外来医療を担う薬剤師、助産師、看護師、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士及び救急救命士の数 ホ 高額等の医療機器・設備の保有状況 (1) コンピュータ断層撮影装置の数 (i) 百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii) 六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iii) 十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iv) 十六列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数	

改正後	改正前
<u>(v) その他のコンピュータ断層撮影装置の数</u> <u>(2) 磁気共鳴画像診断装置の数</u> <u>(i) 静磁場強度が三テスラ以上の磁気共鳴画像診断装置の数</u> <u>(ii) 静磁場強度が一・五テスラ以上三テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数</u> <u>(iii) 静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数</u> <u>(3) 血管連続撮影装置の数</u> <u>(4) SPECT装置の数</u> <u>(5) PET装置の数</u> <u>(6) ガンマナイフの数</u> <u>(7) サイバーナイフの数</u> <u>(8) 強度変調放射線治療（IMRT）を行うための機器の数</u> <u>(9) 遠隔操作式密封小線源治療装置の数</u> <u>(10) 内視鏡手術用支援機器の数</u> <u>(11) マンモグラフィの数</u>	

改正後			改正前		
別紙 2 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な 外来・在宅医療・地域連携の実施状況 (令和 8 年 9 月時点)			別紙 2 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な 外来・在宅医療・地域連携の実施状況 (令和 5 年 9 月時点)		
報告項目	算定要件	参考とする考え方	報告項目	算定要件	参考とする考え方
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
診療情報提供料 (I)	保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、患者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合や、保健・福祉関係機関に対して必要な情報提供を行った場合に算定。	医療機関間や保険医療機関と保健・福祉関係機関の連携	診療情報提供料 (I)	保健医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、患者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合や、保健・福祉関係機関に対して必要な情報提供を行った場合に算定。	医療機関間や保健医療機関と保健・福祉関係機関の連携
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域連携診療計画加算	患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関を退院した患者の同意を得て、当該連携保険医療機関に対して、診療状況を添えて当該患者の地域連携診療計画に基づく療養に係る必要	医療機関間の連携	地域連携診療計画加算	患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関を退院した患者の同意を得て、当該連携保健医療機関に対して、診療状況を添えて当該患者の地域連携診療計画に基づく療養に係る必要	医療機関間の連携

改 正 後			改 正 前		
	な情報を提供した場合 に、診療情報提供料 （Ⅰ）に加算。			な情報を提供した場合 に、診療情報提供料 （Ⅰ）に加算。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）